

平成 18 年度は、ワークショップやまち歩きを行いました

「まちづくりの方針」を話し合っ て決めました

- ・まちのさまざまな課題等を解決するための方針
- ・良い環境を保全するための方針

今後は・・・

方針を実現するための具体的内容「誰が」「いつ」「どのように」を検討しようと考えてます！

まちづくりを進める手法の一つとして・・・豊島区住環境整備課から「建替促進助成制度」について説明してもらいました

豊島区居住環境総合整備事業「建替促進助成制度」とは・・・

池袋本町では、老朽建築物の建替に対して資金的な支援を行う「建替促進助成制度」が4月からはじまります。これは、地区内の老朽建築物等で一定の要件を満たす建替に対し、下記のような助成を行うものです。

区  
の  
現  
状

■ 助成を受けるための要件

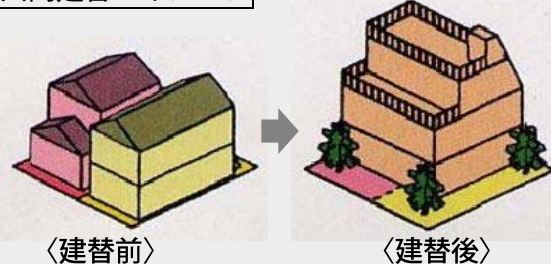
このような建物を

- ◆老朽建築物（耐用年限の3分の2を経過している建築物）
  - ・木造 15年以上 ・鉄骨造 23年以上
  - ・鉄筋コンクリート（鉄骨鉄筋コンクリート）造 32年以上
- ◆災害その他の理由により、機能の低下などが認められる建築物

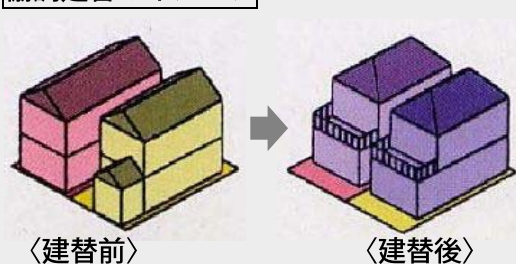
このような住宅に建替えると

- ◆共同建替（敷地面積合計 200㎡以上）
  - 隣接する複数の土地所有者等が共同で建替えること
- ◆協調建替（敷地面積合計 200㎡以上かつ 1敷地が 60㎡以上）
  - 隣接する土地所有者等が、それぞれの建物の形状・色・植栽等を揃えて建替えること

共同建替のイメージ



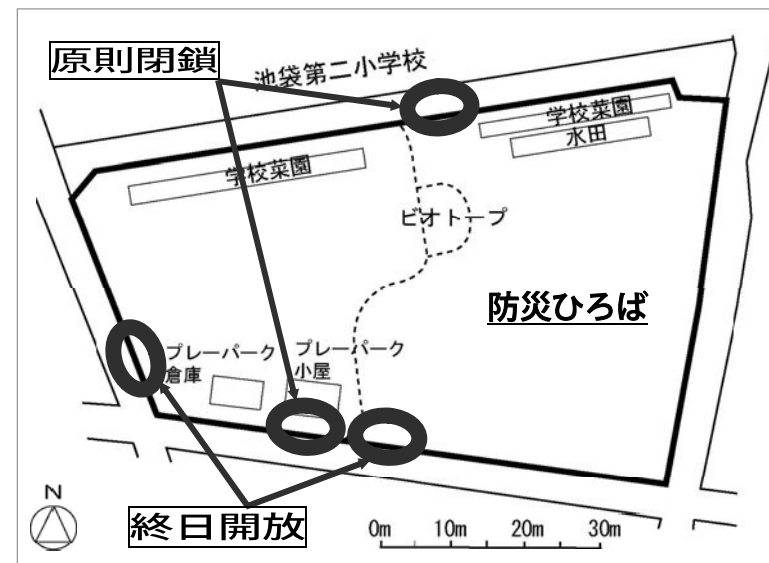
協調建替のイメージ



新しいまちづくりの会は、みなさんのご意見をお待ちしております。  
新しいまちづくりの会の会員も募集中！（協議会はいつも見学自由です）

◆ 住民に見守られて終日開放！防災ひろば！みんなのひろば！ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

- ◆ 池袋本町一丁目の防災ひろばは、平成 13 年 8 月に暫定利用として日中開放され、6 年目を迎えました。
- ◆ 四季を通じて変化するひろばは、多くの人たちに親しまれています。
- ◆ この 3 月から、試験的に 2 箇所の小さな出入口（南側、西側）を終日開放することになりました。池二小側（学校の利用時には開閉）と南側の大きな出入口は、今まで通り原則閉鎖となります。
- ◆ これまで以上に地域の方々の見守りで、ひろばを育てていきましょう。みなさまのご協力をお願いします。



◇助成対象者の要件

個人、財団法人、社団法人(宅建業者は除く)に限る

◇建替後の住宅の要件

- 住戸数 2戸以上
- 住戸規模 世帯向 37㎡(2室)以上、単身向 21㎡以上
- 延床面積割合 建物のうち住宅部分の延床面積が 1/2 以上
- 住宅部分のうち世帯向住宅の延床面積が 1/2 以上
- 設備 各戸がキッチン・バス・トイレ・収納スペースを備えたものであること
- 共用部分のバリアフリー化を行うこと

◇建物の要件

- 構造 耐火造または準耐火造
- 階数 地上 3 階以上（特別な理由の場合は、地上 2 階以上）

◇住環境の要件

- 道路境界から建築物まで 50cm 以上離れていること
- 建築物の形状、外壁等の色彩は周辺の住環境に配慮したものとすること など

■ 助成の具体的内容

このような助成が受けられます

◆除却費

現在建っている建物の取り壊しなどに要する費用（主要な構造が木造の建築物に限ります）

◆建築設計費

住宅に建替えるために必要な設計（工事監理を含む）に要する費用

◆共同施設整備費

共同利用部分（廊下・階段・給排水設備等）の整備に要する費用

助成対象経費の 3 分の 2 を上限とします（区が定める額の上限があります）

※共同施設整備費は、幅 12m 以上の道路に接する敷地の場合は除きます

ご質問やご不明の点等がございましたら、事務局までご連絡ください。